

4-1 新株予約権総説

1 【新株予約権】

1. 定義(会法2①二十一)

新株予約権とは、発行した株式会社に対して行使することにより、その株式会社の株式の交付(新株の発行または自己株式の処分)を受けることができる権利をいう。

2. 新株予約権の内容(会法236①)

(1) 新株予約権の目的である株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類および種類ごとの数)(またはその数の算定方法)

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(またはその算定方法)

(3) 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨ならびにその財産の内容および価額

(4) 新株予約権を行使することができる期間

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(6) 譲渡制限新株予約権であるときは、その旨

(7) 取得条項付新株予約権であるときは、以下の事項

- ①一定の事由が生じた日に会社が新株予約権を取得する旨およびその事由
- ②株式会社が別に定める日が到来することをもって新株予約権の取得事由とするとき  
その旨
- ③新株予約権の取得事由が生じた日に新株予約権の一部を取得することとする  
その旨および取得する新株予約権の一部の決定の方法
- ④新株予約権の取得と引換えに株式を交付するとき  
交付する株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類および種類ごとの数)(またはその算定方法)
- ⑤新株予約権の取得と引換えに社債(新株予約権付社債についてのものを除く)を交付する  
交付する社債の種類および種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
- ⑥新株予約権の取得と引換えに他の新株予約権(新株予約権付社債を除く)を交付するとき  
交付する他の新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
- ⑦新株予約権の取得と引換えに新株予約権付社債を交付するとき  
交付する新株予約権付社債について⑤の事項  
および、その新株予約権付社債に付された新株予約権について⑥の事項
- ⑧新株予約権の取得と引換えに株式等以外の財産を交付するとき  
その財産の内容および数もしくは額(またはこれらの算定方法)

(8) 株式会社が以下の行為をする場合において、新株予約権者に、それぞれに定める株式会社の  
新株予約権を交付することとするときは、その旨およびその条件

- ①合併(合併により発行会社が消滅する場合に限る)の場合  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割の場合  
吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③新設分割の場合  
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換の場合  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転の場合  
株式移転により設立する株式会社

(9) 株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株未満の端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

(10) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)の新株予約権証券を発行することとするときは、その旨

(11) 新株予約権証券を発行する場合において、新株予約権者が転換の請求(会法290)の全部または一部をすることができないこととするときは、その旨

4-2 発行手続

1 【新株予約権の発行手続】

1. 第三者割当(公募を含む)の場合

(1) 募集事項の決定(会法238、会法309②六)

株式会社は、新株予約権の引受者を募集するには、株主総会の特別決議で、その都度、以下の募集事項を均等に定めなければならない。

なお、募集新株予約権が無償であることがその引受者に「特に有利な条件」である場合や、その払込金額がその引受者に「特に有利な金額」である場合には、取締役は、その株主総会において、その条件または払込金額での募集が必要な理由を説明しなければならない。

①募集新株予約権の内容および数

②募集新株予約権の金銭払込を要しないこととする場合には、その旨

③募集新株予約権の払込金額(またはその算定方法)

④募集新株予約権の割当日

⑤募集新株予約権の金銭払込期日を定めるときは、その期日

⑥募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、会法676各号の事項

⑦募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、新株予約権付社債に付された募集新株予約権の買取請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

(2) 募集事項の決定の委任(会法239①②)

株主総会の特別決議により、割当日が1年以内である募集新株予約権の募集事項の決定を取締役会(非設置会社では、取締役)に委任することができるが、このとき、募集新株予約権の内容および数の上限、無償である場合にはその旨(有償である場合には払込金額の下限)を予めこの株主総会で定めておかななければならない。

無償であること等が募集新株予約権の引受者に「特に有利な条件(または金額)」である場合には、取締役は、その株主総会において、その条件(または金額)での募集が必要な理由を説明しなければならない。

(3) 種類株式発行会社における譲渡制限株式の発行(会法238④、239④)

譲渡制限株式を発行する種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部または全部が譲渡制限株式であるときは、募集事項の決定(またはその決定の委任)は、決議不要の定款の定めがある場合を除き、譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

(4) 募集事項の通知、申込、割当

①募集事項の通知(会法242①④)

②申込(会法242②③)

③募集事項に変更があったとき(会法242⑤⑦⑧)

④割当および(会法243)

⑤総額引受の特則(会法244)

募集株式の発行手続(会法203~205)と同じ

申込に際し、募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、募集新株予約権の申込者は、新株予約権付社債の引受けの申込みをしたものとみなされる(会法242⑥)。

また、割当の決定について、以下の場合には、定款に別段の定めがない限り、取締役会決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)によらなければならない(会法243②)。

(⇒ 譲渡制限株式の譲渡承認に類する行為と観念されている。)

①募集新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式である場合、または

②募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合

(5) 新株予約権者となる時期(会法245)

割当日に、募集新株予約権の申込人は、割当を受けた数(総額引受をした者は、引受けた数)の新株予約権者(新株予約種付社債の場合は新株予約権者および社債権者)となる。

※ 株式の発行時は、払込期日(払込期間が定められた場合には、出資履行日)。

(6) 払込の履行(会法246条)

募集新株予約権と引換えに金銭の払込を要する場合には、新株予約権者は、行使期間の初日の前日(または払込期日)までに、払込金額の全額を、会社が定めた払込取扱場所に払込まなければならない。

また、会社の承諾を得て、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、または株式会社に対する債権をもって相殺することができる(株式の発行時と同じ内容)。

新株予約権者は、払込期日までに、この払込(または相殺)をしないときは、募集新株予約権を行使することができない。

(7) 公開会社の特例(会法240)

①募集事項の決定機関(会法240①、会法416④)

募集新株予約権引受者に「特に有利な条件、金額」である場合を除き、募集事項の決定は取締役会決議による(委員会設置会社では、執行役への委任も可)。

「特に有利な条件、金額」である場合は、原則どおり株主総会の特別決議であるが、取締役会に募集事項の決定を委任することはできる(会法239①)。

②募集事項の通知(会法240②③④)

取締役会決議で募集事項を決定したときは、割当日の2週間前までに、株主に対し、募集事項を通知しなければならない(公告でも可)。

ただし、割当日の2週間前までに金商法に基づく届出をしている場合、その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、この通知(または公告)は不要である。

(8) 登記(会法911③十二)

新株予約権を発行したときは、次の事項を登記しなければならない。

①新株予約権の数

②会法236①一~四までに掲げる事項

③新株予約権の行使の条件を定めたときはその条件

④会法236①七ならびに会法238①二、三に掲げる事項

※ 募集株式の発行等とは異なり、新株予約権の発行については、検査役の調査や引受人等の不足額填補責任の規定はなく、新株予約権を行使した場合には、各種責任に関する規定がある。

2. 株主割当の場合

(1) 募集事項等の決定(会法241①)

株式会社は、株主に、保有株式数に応じて募集新株予約権の割当を受ける権利を与える場合には、株主総会の特別決議で、以下の募集事項と申込事項とを、均等に定めなければならない。

ただし、取締役会決議(非設置会社では、取締役の決定)で定めることができる旨の定款規定があるときは、これによる。

- ①募集新株予約権の内容および数
- ②募集新株予約権の金銭払込を要しないこととする場合には、その旨
- ③募集新株予約権の払込金額(またはその算定方法)
- ④募集新株予約権の割当日
- ⑤募集新株予約権の金銭払込期日を定めるときは、その期日
- ⑥募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、会法676各号の事項
- ⑦募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、新株予約権付社債に付された募集新株予約権の買取請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

----- + -----  
 ⑧株主に対し、申込をすることにより募集新株予約権(種類株式発行会社では、その株主の有する種類の株式と同一種類のもの)の割当を受ける権利を与える旨

⑨募集新株予約権の引受の申込期日

(2) 通知(会法241④)

株式会社は、株主割当てに関する事項を定めた場合には、引受の申込期日の2週間前までに、株主に対し、次の事項を通知しなければならない。

- ①募集事項
- ②株主が割当を受ける募集新株予約権の内容および数
- ③募集新株引受権の引受の申込期日

(3) 割当を受けた株主の権利(会法241②)

株主(割当てる株式会社を除く)は、株式の数に応じて募集新株予約権の割当を受ける権利を有する(新株予約権の数に満たない端数は切捨て)。

ただし、募集新株予約権の引受の申込期日までに申込をしないときは、その株主は募集新株予約権の割当を受ける権利を失う(会法243④)。

(4) 申込以下の手続

第三者割当(公募を含む)の場合と同じ。

(5) 公開会社の特則(会法240①、会法241③三、会法416④)

第三者割当(公募を含む)の場合と同じ。

⇒ 取締役会決議で募集事項を決定する(委員会設置会社では、執行役への委任が可)。

		公開会社	閉鎖会社
株主割当	通知	取締役会決議 (執行役への委任が可)	取締役会決議 取会決議可 特別決議で 取会委任可
	第三者割当 (公募を含む)		株主総会の 特別決議
	有利発行	有利発行の場合は、株主総会で理由説明が必要	

↑ 通知、または公告や有価証券報告書の提出

②【新株予約権付社債の発行手続(会法248)】

新株予約権付社債は、株式会社の新株予約権の発行手続により発行され、社債の発行手続に関する規定(会法676~会法680)は適用されない。

なお、新株予約権付社債は株式会社しか発行できない。

【最高裁平成19年8月7日判決】  
 特定の株主は新株予約権を行使する事ができないとの条件を付した新株予約権につき、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるような場合に、その防止のために特定の株主を差別的に取り扱うことは、衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、会社法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨に反しない。

## 4-3 新株予約権原簿と新株予約権証券

## ①【新株予約権原簿】

## 1. 新株予約権原簿の作成と記載事項(会法249)

株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、新株予約権の区分に応じ、新株予約権原簿記載事項を記載(または記録)しなければならない。

## (1) 無記名新株予約権(無記名式の新株予約権証券が発行されている新株予約権)

新株予約権証券の番号、無記名新株予約権の内容および数

## (2) 無記名新株予約権付社債に付された新株予約権

(無記名式の証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権)

新株予約権付社債券の番号、新株予約権の内容および数

## (3) 上記以外の新株予約権

①新株予約権者の氏名(または名称)および住所

②新株予約権者の有する新株予約権の内容および数

③新株予約権者が新株予約権を取得した日

④新株予約権証券が発行されているものについては新株予約権証券の番号

⑤新株予約権付社債券が発行されているものについては新株予約権付社債券の番号

## 2. 新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付等(会法250①)

証券が発行されていない新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付(または新株予約権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供)を請求することができる。

この書面(または電磁的記録)には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社では、代表執行役)が署名(または記名押印等)しなければならない。

## 3. 事務の委託(会法251、会法123)

株式会社は、株主名簿管理人に新株予約権原簿に関する事務を委託することができる。

## 4. 新株予約権原簿の備置と閲覧(会法252)

株主名簿の備置と閲覧(会法125)と同じ。

## 5. 新株予約権者に対する通知等(会法253)

株主に対する通知等(会法126)と同じ。

## ②【新株予約権証券】

## 1. 新株予約権証券(会法236①十、238①一)

新株予約権証券とは、新株予約権を表章する有価証券である。株式会社は、新株予約権を発行することに、新株予約権証券を発行するかどうか決定することができる。

また、新株予約権付社債券についても、株式会社は、社債を発行することに、新株予約権付社債券を発行するかどうか決定することができる(会法238①六、会法676六)。

## 2. 新株予約権証券の発行(会法288)

新株予約権証券が発行される新株予約権を、証券発行新株予約権という。

株式会社は、証券発行新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権証券を発行しなければならない(新株予約権者から請求がある時までは、これを発行しないことができる)。

また、株式会社は、社債券を発行する旨の定めのある社債を発行した日以後遅滞なく、新株予約権付社債券を発行しなければならない(会法696)。

## 3. 記載事項(会法289)

新株予約権証券には、以下の事項および番号を記載し、代表取締役(委員会設置会社では、代表執行役)が署名(または記名押印)しなければならない。

①会社の商号

②新株予約権証券が表章する証券発行新株予約権の内容および数

また、新株予約種付社債券には、会法697①の事項のほか、これに付された新株予約権の内容および数も記載しなければならない(会法292①)。

## 4. 種類(会法290)

新株予約権証券には、記名式のものと同記名式のものがある。

証券発行新株予約権の新株予約権者は、新株予約権の内容として禁止されている場合を除き、いつでも、記名式の新株予約権証券を無記名式とし、または無記名式の新株予約権証券を記名式とすることを請求することができる。

また、新株予約種付社債券についても記名式のものと同記名式のものがあり、同様の取扱いが認められている(会法698)

## 5. 効力(会法258)

新株予約権証券は有価証券であるから、資格授与的効力があり、また善意取得の適用もある。新株予約権付社債券についても同様である。

## 6. 喪失した場合の取扱い(会法291)

新株予約権証券を喪失した場合は、公示催告手続(非訟事件手続法142条)によって無効とすることができ、喪失した者は、除権決定(同法148条①)を得た後でなければ、再発行を請求できない。新株予約権付社債券についても同様である(会法699)。

4-4 新株予約権の譲渡

1【新株予約権の譲渡の自由と制限】

1. 新株予約権の譲渡の自由(会法254①)

新株予約権者は、新株予約権を譲渡することができる。

2. 新株予約権付社債についての譲渡の制限(会法254②③)

新株予約権付社債についての社債(またはこれに付された新株予約権)が消滅した場合を除き、これに付された新株予約権(またはこれについての社債)のみを譲渡することはできない。

2【新株予約権の譲渡方法と新株予約権原簿との関係】

1. 証券を発行していない新株予約権(会法257①)

証券を発行していない場合、当事者の意思表示だけで新株予約権を譲渡することができるが、新株予約権を取得した者の氏名(または名称)および住所を新株予約権原簿に記載(または記録)しなければ、新株予約権の譲渡を株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2. 証券発行新株予約権(会法255、会法256、会法257)

原則として、証券を交付しなければ、新株予約権譲渡の効力を生じない。さらに、記名式の証券発行新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)を取得した者の氏名(または名称)および住所を新株予約権原簿に記載(または記録)しなければ、新株予約権の譲渡を株式会社に対抗することができない。

ただし、自己新株予約権の処分については、証券を交付しなくても、その効力が生じる。

		証券不発行新株予約権		証券発行新株予約権	
				記名式	無記名式
譲渡の方法		当事者の意思表示		当事者の意思表示 + 証券の交付	
対抗要件	対会社	新株予約権原簿の名義書換		証券の上右	
	対第三者				

3【新株予約権原簿の名義書換の手続】

1. 譲渡制限新株予約権、無記名式の証券発行新株予約権以外

(1) 通常の場合(会法260)

新株予約権取得者は、新株予約権の発行会社に対し、新株予約権原簿の名義書換請求をすることができる。この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、新株予約権者として新株予約権原簿に記載等された者(またはその相続人その他の一般承継人)と共同してしなければならない(証券発行の場合には、証券を呈示して名義書換請求ができる)。

(2) 自己新株予約権の取得または処分の場合(会法259)

株式会社が自己新株予約権を取得または処分した場合には、その新株予約権者に関する新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載(または記録)しなければならない。

したがって、新株予約権取得者は、発行会社に対し、新株予約権原簿の名義書換請求をする必要はない。

2. 譲渡制限新株予約権(会法261、会法262、会法263①)

譲渡制限株式の取得者は、譲渡承認を受けている場合や相続等による場合を除き、新株予約権原簿の名義書換請求はできず、譲渡承認請求をしなければならない。

4【新株予約権の譲渡制限】

1. 内容(会法236①六、会法238①一)

株式会社は、新株予約権を発行する際に、譲渡による新株予約権の取得について、発行会社の承認を要する旨を定めることができる。

2. 承認の請求と決定

(1) 新株予約権者からの請求(会法262、264①一)

新株予約権者は、譲渡制限新株予約権を他人(発行会社を除く)に譲渡するとき、以下の事項を明らかにして、株式会社に対し、その者がその新株予約権を取得することを承認するか否かの決定を請求することができる。

- ①譲り渡そうとする新株予約権の内容および数
- ②その新株予約権を譲受ける者の氏名(または名称)

(2) 新株予約権取得者からの請求(会法263、264①二)

譲渡制限新株予約権の取得者は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、その新株予約権として新株予約権原簿に記載(または記録)された者(またはその相続人その他の一般承継人)と共同で以下の事項を明らかにして、株式会社に対し、その新株予約権の取得を承認するか否かの決定を請求することができる。

- ①取得した新株予約権の内容および数
- ②新株予約権取得者の氏名(または名称)

(3) 承認等の決定と通知(会法265)

請求を承認するか否かの決定は、取締役会(非設置会社では、株主総会)決議によらなければならない。また、株式会社は譲渡等承認請求者に対し、決定の内容を通知をしなければならない。

(4) 会社が承認したとみなされる場合(会法266)

次の場合には、譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときを除き、株式会社は譲渡の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

- ①請求日から2週間(定款による短縮可)以内に承認するか否かの通知をしなかった場合

※ 譲渡制限株式の譲渡の承認請求(会法140①④参照)とは異なり、承認しない場合の買取請求または、指定買取人の指定請求の制度はない。

4-5 新株予約権の担保化

1【質入れ】

1. 証券発行でない新株予約権

(1) 質権の設定(会法267①②③)

当事者間の合意により、新株予約権に質権を設定することができる。

ただし、新株予約権付社債については、

〔社債が消滅した場合を除き、新株予約権のみ〕  
〔新株予約権が消滅した場合を除き、社債のみ〕に質権を設定することはできない。

(2) 登録新株予約権質権(会法268①)

質権の設定に加えて、新株予約権原簿に質権者の氏名(または名称)および住所を記載(または記録)しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

(3) 新株予約権原簿の記載等(会法269)

質権設定者は、株式会社に対して、次の事項を新株予約権原簿に記載(または記録)することを請求することができる。

①質権者の氏名(または名称)および住所

②質権の目的である新株予約権

(4) 新株予約権原簿の記載事項等の記載書面の交付(会法270)

登録新株予約権質権者は、自己について新株予約権原簿に記載(または記録)された事項を記載した書面の交付(またはその事項を記録した電磁的記録の提供)を請求することができる。

この書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社では、代表執行役)が署名等しなければならない。

2. 証券発行新株予約権

(1) 質権の設定(会法267)

当事者間の合意および証券の交付により、新株予約権に質権を設定することができる。

ただし、新株予約権付社債については、

〔社債が消滅した場合を除き、新株予約権のみ〕  
〔新株予約権が消滅した場合を除き、社債のみ〕に質権を設定することはできない。

(2) 登録新株予約権質権(会法268②③)

質権の設定に加えて、新株予約権原簿に質権者の氏名(または名称)および住所を記載(または記録)し、かつ継続して証券を占有しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

(3) 新株予約権原簿の記載等(会法269)

質権設定者は、株式会社に対して、次の事項を株主名簿に記載(または記録)することを請求することができる。

ただし、無記名新株予約権(無記名新株予約権付社債に付されたものを含む)を除く。

①質権者の氏名(または名称)および住所

②質権の目的である株式

(4) 新株予約権原簿の記載事項等の記載書面の交付(会法270④)

証券発行新株予約権には、適用しない。

担保の種類		設定手続	
		証券不発行新株予約権	証券発行新株予約権
質権	略式	質権設定の合意	質権設定の合意 + 証券の交付
	登録	質権設定の合意 + 原簿への記載(記録)	質権設定の合意 + 原簿への記載(記録) + 証券の継続占有

4-6 自己新株予約権の取得、消却、無償割当

①【取得条項付新株予約権の取得】

1. 取得する日の決定(会法273)

株式会社は、株式会社が定める日の到来をもって取得条項付新株予約権を取得する定めがあるときは、その日を取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)によって定めなければならない(新株予約権の内容として別段の定めがある場合を除く)。

株式会社は、取得条項付新株予約権者および登録新株予約権質権者に対し、その日の2週間前までに、その日を通知しなければならない(公告でも可)。

2. 取得する新株予約権の決定(会法274)

株式会社は、取得事由が生じた日に取得条項付新株予約権の一部を取得する定めがあるときは、取得する新株予約権を取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)によって定めなければならない(新株予約権の内容として別段の定めがある場合を除く)。

株式会社は、取得することを決定した取得条項付新株予約権者およびその登録新株予約権質権者に対し、直ちにその新株予約権を取得する旨を通知しなければならない(公告でも可)。

3. 効力の発生

(1) 取得条項付新株予約権の取得(会法170①②)

株式会社は、取得事由が生じた日に取得条項付新株予約権を取得する。ただし、取得事由が生じた日にその一部を取得する定めがあるときは、次のいずれか遅い日に、これを取得する。  
なお、新株予約権付社債に付されたものであるときは、株式会社は同日に社債も取得する。

①取得事由が生じた日

②取得条項付新株予約権者等に対する通知(または公告)日から2週間を経過した日

(2) 取得条項付新株予約権者の地位(会法170②)

取得条項付新株予約権者は、取得事由が生じた日に、新株予約権の定めに従って交付される資産に応じ、それぞれ次の者となる。

①その株式会社の株式

株主

②その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。)

社債権者

③その株式会社の他の新株予約権(新株予約権付社債を除く。)

新株予約権者

④その株式会社の新株予約権付社債

社債権者、新株予約権者

5. 株式会社からの通知(会法170③④)

株式会社は、取得事由が生じた後遅滞なく、取得条項付新株予約権者およびその登録新株予約権質権者に対し、取得事由が生じた旨を通知しなければならない(公告でも可)。

ただし、株式会社が定める取得日を通知等している場合には、この通知(または公告)は不要。

※ 取得条項付株式と異なり、定款で定める必要はなく、また、財源規制もない。

②【新株予約権の消却(会法276)】

自己新株予約権を消却するときには、取締役会決議(非設置会社では、取締役の決定)により、以下の事項を定めなければならない。

①消却する自己新株予約権の内容および数

③【新株予約権無償割当】

1. 意義(会法277)

株式会社は、株主(種類株式発行会社では、ある種類の種類株主)に対して、新たに払込をさせないで、その株式会社の新株予約権の割当て(新株予約権無償割当)をすることができる。

自己株式は、株式予約権無償割当ての対象から除外される(会法278②)。

2. 手続

(1) 必要事項の決定(会法278)

新株予約権無償割当をするときは、その都度、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)により、以下の事項を定めなければならない。

なお、①②は、株主(または種類株主)の保有株式数に応じた割当内容でなければならない。

①株主に割当てる新株予約権の内容および数(または算定方法)

②株主に割当てる新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、その新株予約権付社債の種類および各社債の金額の合計額(または算定方法)

③新株予約権無償割当の効力発生日

④種類株式発行会社では、無償割当を受ける株主の有する株式の種類(⇒種類ごとに行える)

(2) 効力の発生(会法279①)

新株予約権無償割当を受けた株主は、効力発生日に、割当を受けた新株予約権の新株予約権者(新株予約権付社債の割当の場合は、新株予約権者および社債権者)となる。

(3) 株主等への通知(会法279②)

株式会社は、無償割当てを受けた新株予約権の権利行使期間の初日の2週間前までに、株主(種類株式発行会社では、割当を受けた種類株主)および登録株式質権者に対し、割当を受けた新株予約権の数(新株予約権付社債の場合は、社債の種類および各社債の金額の合計額を含む)を通知しなければならない。

## 4-7 新株予約権の行使

## 1 【新株予約権の行使】

## 1. 新株予約権の行使(会法280①)

新株予約権者が新株予約権を行使するには、行使する新株予約権の内容および数ならびに新株予約権を行使する日を明らかにしなければならない。

なお、株式会社は 自己新株予約権を行使することができない(会法280⑥)。

## 2. 証券の提出および提示

## (1) 証券発行新株予約権の行使(会法280②)

新株予約権証券を株式会社に提出しなければならない。

## (2) 証券発行新株予約権付社債の行使(会法280③④⑤)

① 新株予約権の行使により社債が消滅しない場合、または、社債の償還が完了していない場合  
新株予約権付社債券を株式会社に提示しなければならない。

⇒ 新株予約権付社債券に新株予約権が消滅した旨を記載しなければならない。

② 新株予約権の行使により社債が消滅する場合、または、社債の償還が完了している場合  
新株予約権付社債券を株式会社に提出しなければならない。

## 3. 新株予約権行使に際しての払込み

## (1) 金銭の払込み(会法281①)

金銭を新株予約権を行使する際の出資の目的とするときは、新株予約権者は、新株予約権の行使日に、会社が定めた払込取扱場所において、新株予約権の行使に際して出資される金額の全額を払込まなければならない。

## (2) 金銭以外の財産の給付(会法281②)

金銭以外の財産を、新株予約権を行使する際の出資の目的とするときは、新株予約権者は、新株予約権行使日に、出資の目的である金銭以外の財産を給付しなければならない。

この場合、財産の価額が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に足りないときは払込取扱場所において、その差額に相当する金銭を払込まなければならない。

## (3) 相殺禁止(会法281③)

新株予約権者は、払込または給付をする債務と会社に対する債権との法定相殺をすることはできない(⇒ D E Sは一方的意思表示でない合意相殺であるので、可)。

## 4. 株主となる時期(会法282条)

新株予約権を行使した新株予約権者は、新株予約権行使日に、新株予約権の目的である株式の株主となる。

## 5. 1株に満たない端数の処理(会法283)

新株予約権を行使した場合において、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、端数を切捨てる旨の定めがある場合を除き、会社は、新株予約権者に対し、次のいずれかに定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。

## (1) 市場価格のある株式の場合

株式1株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

## (2) 上記以外の場合

1株当たり純資産額

## 6. 現物出資の調査(会法284)

株式会社は、現物出資である場合には、設立時等と同様(会法33⑩参照)、以下のときを除き、裁判所に現物出資財産の価額の調査を行う検査役の選任を申立なければならない。

① 募集株式引受人に割当てる株式の総数が、発行済株式総数の10分の1以下であるとき

② 出資財産が500万円以下の少額財産、または市場価格のある有価証券であるとき

③ 弁護士等(ただし、以下に該当する者を除く)による評価証明を受けているとき

・取締役、会計参与、監査役もしくは執行役または支配人その他の使用人

・募集株式の引受人

・業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

・弁護士法人等であって、その社員の半数以上が上のいずれかに該当するもの

④ 弁済期が到来している金銭債権で、出資額が額面を超えないものであるとき

ex. 転換社債型の新株予約権

裁判所は、現物出資財産の価額が不当であるときは、これを変更する決定をしなければならない。このとき、新株予約権行使者は、その決定の確定後1週間以内に限り、その新株予約権の行使の意思表示を取消することができる。



4-8 新株予約権の取得・行使に関する責任と瑕疵

①【新株予約権の取得・行使に関する責任】

1. 新株予約権者の責任

(1) 代価の支払責任(会法285①一)⇒ **新株予約権の価額**の問題

取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)と通じて、新株予約権が無償で付与されることが著しく不公正な条件であるときは、新株予約権の公正な価額を、会社に支払う義務を負う。

(2) 差額支払責任(会法285①二)⇒ **新株予約権の価額**の問題

取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)と通じて、著しく不公正な払込金額で新株予約権を引受けた新株予約権者は、払込金額と新株予約権の公正な価額との差額相当額を、株式会社に支払う義務を負う。

⇒ 通じていないのであれば、乖離があることを知っていても、支払義務はない。

(3) 不足額填補責任(会法285①三)⇒ **現物出資財産の価額**の問題

現物出資財産を給付した新株予約権行使者は、株主となった時点の現物出資財産の価額が、募集事項に定められた価額に著しく不足する場合は、その不足額を会社に支払う義務を負う。

なお、その新株予約権行使者は、著しい不足額が存在することにつき善意・無重過失であるときには、新株予約権の行使の意思表示を取消することができる(会法285②)。

2. 取締役等の責任

(1) 不足額填補責任(会法286①②)

以下の者は、給付した現物出資財産の価額が、募集事項に定められた価額に著しく不足するときは、その不足額を会社に支払う義務を負う。

ただし、検査役の調査を受けていたとき、職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明したときは、免責される。

①新株予約権者の募集に関する職務を行った業務執行取締役(委員会設置会社では、執行役)

その他その業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

②現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があったときは、その株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるもの

③現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があったときは、その取締役会に議案を提案した取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)として法務省令で定めるもの

(2) 証明者の責任(会法286③)

現物出資財産の評価証明をした弁護士等は、不足額填補責任を負う。ただし、証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、免責される。

(3) 連帯責任(会法286④)

新株引受権行使者、業務執行取締役、現物出資財産の評価証明者の責任は、連帯責任である。

3. 株主代表訴訟(会法847①)

新株予約権者および取締役の責任は、責任追及等の訴えの対象となる。

②【新株予約権の違法・不公正発行に対する措置】

1. 募集新株予約権の発行の差止め(会法247)

新株予約権の発行が法令または定款に違反する、または著しく不公正な方法により行われることにより、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、会社に対し、新株予約権の発行をやめることを請求することができる。

2. 新株予約権発行無効の訴え

(1) 無効主張期間の制限(会法828①四)

公開会社では、効力発生日から6月以内(閉鎖会社では、効力発生日から1年以内)に訴えを提起しなければならない。

(2) 無効主張権者の制限(会法828②四)

株主等(株主、取締役(執行役)、監査役、清算人)または新株予約権者が訴えを提起できる。

⇒ 一般の債権者は含まれない(取締役の「第三者責任」による保護が図られる)

(3) 対世効(会法838)

法律関係の画一的確定のため、原告勝訴の判決の効力は第三者にも及ぶ。ただし、原告敗訴の場合は、一般原則どおり、判決の効力は訴訟当事者間にしか及ばない(民訴法115①一)。

(4) 無効の遡及効阻止(会法839)

無効判決には遡及効を認めていない。株式会社は判決確定時におけるその新株予約権者に対し、払込を受けた金額(または給付を受けた財産の給付時における価額)に相当する金銭を支払わなければならない(会法842①)。

なお、この金銭の額が判決確定時の会社財産の状況に照らして著しく不相当であるときは、裁判所は、判決確定日から6ヶ月以内であれば、会社(または株主)の申立により、その金額の増減を命じることができる(会法840②③、842②)

3. 新株予約権発行の不存在の確認の訴え(会法829①三)

新株予約権の発行が存在しないことの確認を、(だれでも、いつでも)訴えをもって請求することができる。

	行為の無効の訴え (会法828)	(原則)
①公示を欠いてなされた新株予約権発行 (会法240②③) ②仮処分を無視してなされた新株予約権発行	○	
誰が	株主等のみ	(誰でも)
いつまでに	効力発生日から 公開会社: <b>6月以内</b> 閉鎖会社: <b>1年以内</b>	(いつでも)
方法は	「訴え」をもって	(どんな方法でも)
結果は	対世効(会法838) 将来効(会法839)	(相対効) (遡及効)

\* 株主等(会法828②一括弧書) 株主、取締役(、執行役)、(監査役)、清算人